

安全保障貿易管理に係る経済産業省への意見・要望等

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、法令・制度、該非判定、資料公表関係など全般的な問題点につき、毎年、経済産業省に意見・要望書を提出している。本年は過去数年に亘って継続的に要望している該非判定の問題のほか、関係法令の複雑化を踏まえた分かりやすい法体系の実現、産業構造審議会において実施の方向性が答申された規制品目番号の国際標準化並びに海外子会社向け輸出手続きの簡素化の早期実現などにつき、意見書を作成し、経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課および安全保障貿易審査課宛に 10月15日付で提出した。

安全保障貿易管理に係る経済産業省への意見・要望等

平成 21 年 10 月 15 日
社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

法令・制度関係

1.安全保障貿易管理の関係法令を分かりやすい法体系にすることを検討していただきたい。

安全保障貿易管理に関連する法令は、上位法令で、「政令の定めるところにより・・・」、「経済産業省令で定める手続き・・・」、「経済産業大臣が告示で定めるもの・・・」といった表現で下位法令に言及しているが、正式な法令の名称を記載していないため、具体的法令を特定するのに時間がかかる。下位の法令に言及する際は、法令名を記載していただきたい。

現状は、外為法、政令、省令、告示、通達、お知らせ、というように外為法の48条及び25条を頂点として、政令以下、重層構造となっており、それぞれがどのように関連しているのか理解しづらいので、省令レベルに関連する告示、通達、お知らせをまとめるなど法体系を簡素化していただきたい。将来的には現在の外為法から独立した安全保障貿易管理の法体系の構築を検討していただきたい。

2.法令文を読み間違えないように分かりやすく明確に記載、また解釈を追加し明確化していただきたい。

解釈の追加・明確化をお願いしたい。

(具体例)

- ・輸出令別表第1の4の項(25)貨物等省令第3条第二十六号の「ステルス技術」の解釈がないので、追記していただきたい。
- ・輸出令別表第1の5の項(3)貨物等省令第4条第三号の芳香族ポリイミドの製品の解釈を追記していただきたい。(安全保障貿易情報センター(CISTEC)発刊CISTECジャーナル2006年3月号のQ&A(経済産業省監修)では「フィルム等の形状をしていても、加工を想定している場合には、「製品」とは言えない。」旨の記載がある。)

政令・貨物等省令における規制貨物・技術スペック等の記述については、読み間違えないように、例えば下記のような分かりやすい書き振りにしていただきたい。

(具体例)

- ・本年度の政令改正：7項(22)炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム
以下に掲げるものの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォーム
炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム

3.武器を除く輸入品のホワイト国向けの返品(修理、交換、異品等)については、特例を設け、許可不要としていただきたい。

輸入品における該非の確認に多大な時間がかかり負担となっている。ホワイト国の輸出元への返品であれば、懸念要素はないと考えるので、2項から16項貨物については特例として輸出許可不要としていただきたい。

4.規制品目番号の国際標準化の方向性と具体的スケジュールを示していただきたい。

欧米諸国に限らず、香港、韓国、シンガポールでも規制品目番号の国際標準化を実施している。これら諸国とまったく異なる体系の規制リストを有している現状は、グローバルな展開を行っている商社業界として、あらゆる面で活動の効率を悪くしていると言わざるを得ない。したがって、効率的な該非確認が行えるよう国際標準化を早期に導入し、わが国企業の国際競争力維持をサポートしていただきたい。なお、本件については産業構造審議会の最終取りまとめでも実施の方向性が答申されていることでもあり、早急な対応をお願いしたい。

5.貨物等省令の改定について

レジーム合意に基づく貨物等省令の改定を速やかに行っていただきたい。今回 8 月に公布された改定は一昨年の合意内容に基づくものであり、余りにも時間を要している。改定が遅れることによる日本企業の国際競争力低下を防ぐ意味でも、今後は早急に対応願いたい。

6.輸出者の誓約書は、現状、無期限に誓約することを求められており、企業にとって過大な負担となっている。履行責任期間を有期限としていただきたい。

規制の趣旨は理解できても実質的に無期限に誓約することとなる現状では輸出者において過大な負担となる。

7.海外子会社向け輸出手続きの簡素化など規制緩和措置を早急に実現していただきたい。

本件については産業構造審議会の最終取りまとめでも実施の方向性が答申されていることでもあり、早急な対応をお願いしたい。

8.法令の公布並びに施行については、周知期間も含め十分余裕をもってお願いしたい。

該非判定関係

9.該非判定の事前相談については、企業名公表を条件とせず、かつ諸外国で見られるようなインターネット等による相談および該非判定結果の連絡ができるような使い勝手のよいものにしていただきたい。また、輸出管理に知見がない初心者でも相談できるような体制作りをお願いしたい。

10.輸出者等遵守基準も定められることでもあり、該非判定の知見が低い中小の輸出者等に対しては、事前相談窓口等で適切な指導をお願いしたい。

11. 経済産業省の行政サービスとして、将来的には経済産業省の外郭団体等により、該非判定をオーソライズできるような体制構築の検討をお願いしたい。

12.メーカーによる該非判定書作成の義務付けをお願いしたい。また、メーカーが該非判定を誤ったことにより、結果的に商社が違法輸出となった場合、当該メーカーも法的責任を負うようにしていただきたい。

13.安全保障貿易情報センター(CISTEC)と同等の項目別対比表、パラメータシート等を作成し、安全保障貿易管理のホームページから無償ダウンロードできるようにしていただきたい。

14.安全保障貿易管理のホームページを全面的に見直し使い勝手の良いものにしていただきたい。また、英文ホームページの充実をお願いしたい。

貨物等省令の英文化をお願いしたい。外為法、輸出令、外為令の英文は 法務省司法法制部の「法令外国語訳データベース」で見ることができるが、貨物等省令までは載っていない。例えば、輸入品の返送のときに、外国の仕入先に該非確認を行ってもらうには貨物等省令まで伝える必要があり、これの英文が必要である。

パブリックコメント募集・結果の公示、政省令の改正情報等、最新情報を経済産業省本体のホームページだけでなく、安全保障貿易管理ホームページにも同時に掲載してもらいたい。

使い勝手のよい安保ホームページに整備願いたい。

- ・ 初心者向けの「こういう行為が輸出となります」といったコンテンツを作成願いたい。
- ・ 検索機能を充実していただきたい。
- ・ 東南アジア諸国でのアウトリーチ活動の際に、相手国の管理当局より輸出管理制度の説明があった場合には、その資料及び説明概要を掲載願いたい。
- ・ 官報及び経済産業省公報を過去に遡って web で閲覧できるようにしていただきたい。

その他

15.安全保障貿易管理の担当官の任期は、業務の継続性も踏まえ、極力長くしていただきたい。

16.税関による輸出の事後調査が行われているが、経済産業省による立入検査との位置づけを明確にして、企業にとって過度の負担とならない様にご配慮いただきたい。

17.一部の悪意ある供給者および需要者のために、現行法制度は善意の企業の負担が重くなっている。従って、法目的を合理的に達成するため、国として情報収集機能を高め、企業に懸念需要者等の具体的な情報を随時提供し、企業の負担を軽減していただきたい。

18.各年度初めに、安全保障貿易管理に係る法令改正、国際レジーム等の対応、教育/説明会、アウトリーチなどの活動目標・計画を参考にしたいので企業向けに提供

願いたい。

19.法令改正の説明会に当たっては、法令の内容を図解等で分かりやすく解説した資料にて、かつ無料で実施していただきたい。

以 上